

政策会議 議事概要

開催日	令和3年7月20日	場所	市役所本庁 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸付条例の制定について		
現状	病院薬剤師不足は全国的に深刻化しており、特に地方の公立病院においては、人員確保が困難な状況となっている。		
課題	令和2年3月末退職者に伴い、情報媒体や県内の大学に募集要項等を案内し、5回の採用試験実施の案内をしたが申込みはなく、欠員状態が長期化し、業務に支障をきたしている。		
決定事項	<p>薬剤師の安定的な確保手段として奨学金制度を新設する。</p> <p>(1) 目的及び要件 薬剤師を養成する学校に在学する者で、将来薬剤師として総合病院に勤務しようとする者に無利子で修学資金を貸与し、薬剤師の確保を図る。</p> <p>(2) 種類及び貸与額 ①修学資金奨学金 月額5万円 ②入学資金奨学金 12万円（入学金の1/2上限）</p> <p>(3) 貸与期間 大学卒業するまでの正規の修学期間の6年間を限度</p> <p>(4) 貸与の方法 ①修学資金奨学金 毎月貸与又は半年貸与 ②入学資金奨学金 入学する年度の4月末</p> <p>(5) 貸与の中止及び返還 ①大学を退学したとき。 ②学業成績が著しく不良であるとき。 ③心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。 ④死亡又は行方不明になったとき。 ⑤辞退したとき。 ⑥偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたことが判明したとき。</p>		

政策会議 議事概要

決定事項	<p>(6) 返還の猶予</p> <ul style="list-style-type: none">①総合病院の薬剤師として勤務している場合。②返還開始日に薬剤師の免許を取得していない場合。(大学を卒業して1年間を限度)③貸与期間の終了後、直ちに総合病院の薬剤師として勤務しない相当の理由があると市長が認める場合。(市長が認める期間)④災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると市長が認める場合。(市長が認める期間) <p>(7) 返還免除</p> <ul style="list-style-type: none">①勤務期間が貸与年数(4年未満は4年間)に達したとき。②勤務期間中に公務上の理由により死亡又は公務に起因する心身の故障のため免職となったとき。③その他 修学生が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障がいにより修学資金を返還することができなくなったとき及び辞退することとなったときは、債務の全部又は一部を免除することができる。
------	---